

平成27年 1月吉日

第57号

公益財団法人
川崎市シルバー人材センター
川崎市川崎区堤根34-15
ふれあいプラザかわさき1F
TEL 044-222-6886
FAX 044-221-8516

シルバー かわさき

<http://www.kawasaki-sc.or.jp/>



皇居お堀の白鳥 木村 勇 会員 画/書 高木かほる 会員

新年のごあいさつ

理事長 栗山敏子



新年明けましておめでとうございませう。

会員ならびに関係各位におかれましては、ご健勝にて新年を迎えられましたこととお慶び申し上げます。

さて、センターでは昨年、一般労働者派遣事業の実施や川崎市の指定管理者となり葬祭場運営事業を開始するなど、新たな会員の就業の場の確保に努めてまいりました。

また、本格的な経済回復にはまだ至らない中、センターの今年度の事業実績は三期連続で過去最高となる見込みでございます。これも会員皆様のご努力、さらには関係機関のご指導、ご援助、また地域の皆様のご理解とご協力によるものと心より感謝申し上げます。

今後とも、センターのより一層の発展・拡充に向け努力してまいる所存でございますので、本年も会員ならびに関係者の皆様におかれましては、なお一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。新年の挨拶にかえさせていただきます。

会員表彰受賞者決まる

会員表彰は「自主・自立・共働・共助」の理念に基づき、会員の模範となる活動をした方々に対して行うことになっており、今年度は、次の方々の受賞が決まりました。

なお、表彰式は、平成二十七年一月二十二日(木)に「川崎市総合自治会館」で行われます。

●受賞者氏名(順不同・敬称略)

土屋	金沢	高橋	太田	前田	中澤	藤木	井村	金指	小林	新井	八島	高瀬	永井	林	南部事務所
		隆	欣	正	秋	俊		茂	次	敦	忠	操	創次郎	中部事務所	
勝	清	男	一	実	信	夫	巖	巧	子	郎	子	寿	塚	吉	
枝	上	稲	山	石	深	外	北部事務所	小	関	西	館	塚	田	祥	
窪	住	垣	田	塚	尾	山		林	田	宗	義	善	治	長	
義	徹			統	満	武		郷	良	宗	義	善	治	長	
雄	也	章	穰	一	子	史		永	子	平	数	郎	吉		
				伊	武	入	佐	高	北	渡	宮	丸	澤	庄	廣
				藤	井	江	藤	比	山	瀬	沢	山	登	山	瀬
				次	忠	善	甚	美		紘	文	勝	峰	靖	
				男	義	隆	三	代	晃	二	人	治	樹	生	治



講習会開催のお知らせ

●料理講習会

初心者向き、健康料理の方法を基礎から学ぶ、料理講習会を次のとおり開催いたします。

募集人員 15名(市内在住60歳以上の方であればどなたでも応募可能です。)

講習日時 平成27年2月26日(木)

午前10時00分～午後3時00分

講習会場 てくのかわさき

川崎市高津区溝口1-6-10

(JR武蔵溝ノ口駅及び田園都市線溝の口駅下車徒歩約5分)

受講料 無料

(但し食材費500円は自己負担です。)

申込締切日 平成27年2月12日(木) 必着

※応募者多数の場合は抽選となります。

申し込み方法

ハガキに、①講習会名 ②氏名 ③住所 ④年齢 ⑤会員番号 ⑥電話番号を記入の上、左記あてに郵送でお申し込みください。

〒210-0026

川崎市川崎区堤根34-15

(公財)川崎市シルバー人材センター

経営課

☎044-222-6886

会員編集委員による取材

マンシヨンの清掃の現場から

今回取材させていただいた「株式会社小黒（不動産業）」様からマンシヨンの清掃業務や屋外の清掃業務を受託し、中部事務所から11名の会員が就業しています。

◆会長の小黒敏子さんにお話しをお聞きしました



小黒 敏子 会長

「株式会社小黒」は、高津地域で30年に亘り不動産に関わり、「地域に暮らす人々が地域を愛し、安心快適に暮らせる豊かなまちを築く。」この思いから管理を委託されているマンシヨン・アパート・駐車場等やその周辺も含めた清掃業務を進め、豊かな街づくりに携わっています。

シルバー人材センター

に依頼した「キツカケ」は、他の業者が清掃をシルバー人材センターに委託している話しを聞いたことで、お願いしてから10年以上経ちます。

委託件数も徐々に増えてきて、建物によって清掃周期がバラバラなので、会員の取り纏めと不時の



株式会社小黒（外観）

代替をスムーズに行うためにリーダーを置いています。また、会員のコミュニケーションを図るために、食事会、暑気払い、忘年会等を開き顔合わせをしています。

◆横田会員を中心としたローテーション体制



巡回作業の横田会員

11名の会員は、マンシヨンの清掃が8名、巡回しての屋外清掃が3名となっている。マンシヨンの清掃は毎日ではないので、屋外の清掃会員が12か所を毎日巡回し、マンシヨン清掃会員がいない日の外回りの駐車場清掃、ゴミ置き場の整理、庭の草取り等をするとともに、代替要員も兼ねている。また、マンシヨン清掃会員も1日程度は代替ができるという。その中で、横田会員は巡回する屋外清掃作業に就く傍ら、清掃業務全体を取り纏めている。

このようなローテーション体制がとられており、不測の事態にも対応がとりやすく、会員で助け合うので、気兼ねなく休みがとれることで会員が定着している。

◆森さん会員ご夫婦に話を伺いました

Q. 清掃の内容と気をつけていることは？

「居住者が快適に暮らせるように」と思って清掃をしています。仕事は週4日、1日2時間です。主な仕事は、共用部分の床面の拭き掃除とゴミの整理整頓、分別収集となったので引越しが集中する時期が大変です。

近年は、雪が降ったときの通路確保や、注意喚起してもゴミの出し方が決められたとおり出さない人がいるので困る事があります。

その他「連絡帳」を設けてその日あったこと、新しくやろうとしていることなどを連絡しています。何かあったときの記録にもなっています。

Q. 夫婦で同じ職場で働くことはどうですか？



清掃作業の森会員夫妻

いつも一緒にいるのでどうということはない。始めの2年間は二人で作業をしていたが、その後は1人で2日間交代でしている。夫婦で働くメリットは、体の具合が悪いときなどは気軽に交代してもらえるので気兼ねなく休めること。二人で3年間1日の穴もあけることはなかったです。

◆取材をして

センターの会員の中でご夫婦が同じ場所で働いている例は少ないと思います。

サラリーマンの男性が定年退職したあと、家でごろごろしているとなかなか居場所が見つからない、夫婦仲もあやしくなるという話を聞きます。

シルバー人材センターで、再び社会に出てゆくキツカケをつくって元気に働き、心身共健康で過ごし、かつ若干の収入を得てエンジョイできる。こんな素晴らしい生き方をして森会員夫婦の生き方はシニアの理想かもしれません。

株式会社小黒の会長さんの話で「会員の仕事は、建物や周辺の清掃をすることで、きれいな街づくりができ、地域がよくなると顧客ニーズも高くなり、防犯にも役立ち、不動産価値も上がり、住みやすい街づくりに貢献していることを知ってもらいたい。」という話が印象に残りました。

（会報編集委員・秋山勝行）

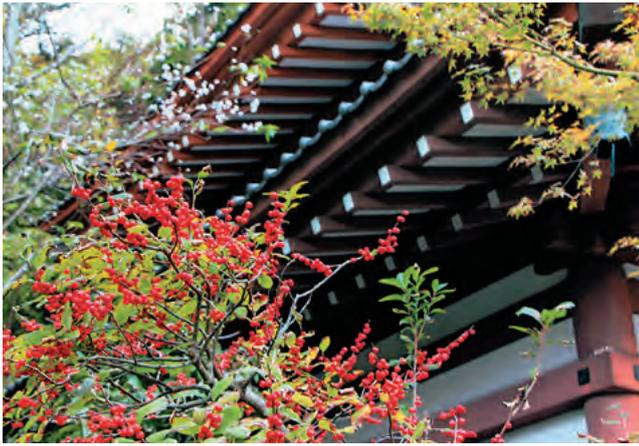
ひろば



【羽田空港越しの富士】 小林 信寿 南部会員



【御大師さま】 安田 惇 南部会員



【長谷寺と梅もどき】 高野 裕昭 北部会員



【河原なでしこ】 伊藤 武夫 北部会員



【握りおまちどー】 三浦 祐 南部会員 (無垢の木に直接描いた)



【富士と芦ノ湖】 佐竹 敏之 中部会員

会員作品



【夕焼けの富士】

名内 国雄 中部会員



【通天橋晩秋】

山口 茂宣 中部会員



【東高根森林公園】

深瀬 浩 中部会員



【凜】

末石 永子 中部会員



幸区民祭

シルバー人材センターの広報活動として、幸区最大のお祭り「幸区民祭」（今年の来場者数は11万人）に参加しました。真っ青に晴れ渡る秋晴れのもと、ボランティアとして参加いただいた会員12名と職員で、センター広告入りのティッシュと入会・発注案内パンフレットの配布及び相談受付を行いました。その後、「先日、区民祭でシルバ―を知ったのですが」というお問合せもあり成果を実感しました。

◎幸区民祭PR活動

平成26年10月19日(日)

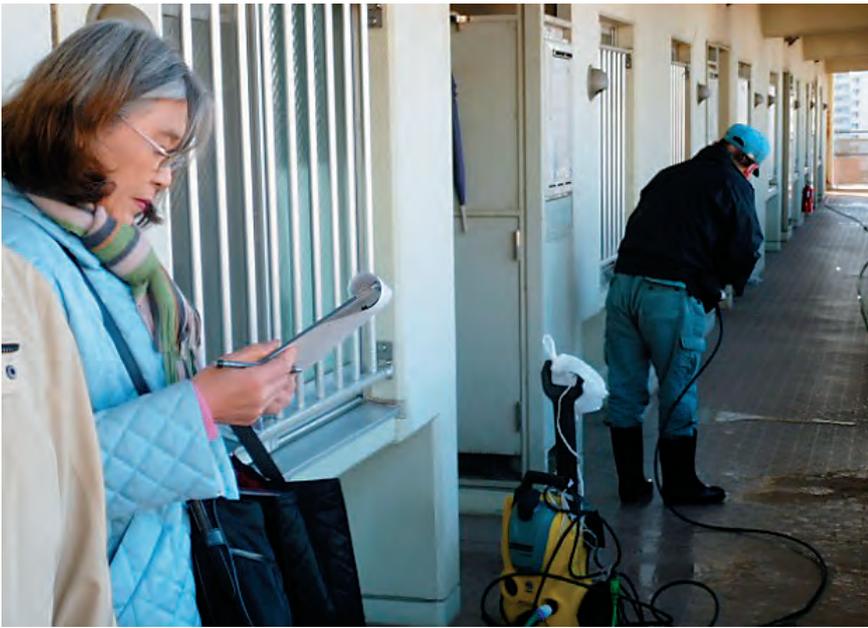
★南部事務所
☎222-1550

事務所だより

◎安全・適正就業巡回指導

12月8日(月)、2ヶ月に1回実施している市営住宅の定期清掃の状況について現場を巡回指導しました。2人1組になった六人の会員がポリッシュャーと高圧洗浄機を使用し共有部分の洗浄をしていましたが、居住者にも配慮した放水や道具の整理整頓など安全適正就業に努めていることを確認でき、安心しました。

また、機械や水を使う仕事でもあり、転倒等、引き続き事故が発生しないよう注意して就業するよう指導しました。



★ 中部事務所

☎822-5031

◎宮前区民祭PR活動

平成26年10月26日(日)

毎年、北部市場で開催されていましたが、本年度は大規模改修工事のため、宮前区役所において開催され、当センターもPR活動として参加しました。

当日は天候に恵まれ、会場では多くの模擬店販



PR活動の様子
(写真上下)

売やイベントが行われており、たくさんの方で賑わっていました。当センターも数カ所の出入口に配布場所を設置し、会員、職員一丸となって入会・発注のチラシとポケットティッシュの配布を行いました。

◎地域サポート就業会員募集

突発的な受注に対応するため、高津区、宮前区内の主に一般家庭での、家具の移動、部屋の片付け、お掃除等の「地域サポート」が出来る就業会員を募集しています。

【お問合わせ先】

中部事務所 電話822-5031

★ 北部事務所

☎980-0131

◎ポスティングによる普及啓発活動

10月の普及啓発月間に合わせ、地域班の班長及び副班長により、多摩区から麻生区の各担当地域へ受注開拓チラシのポスティングを行いました。配布枚数は1人あたり五百枚を配布。早速、チラシを見て植木の剪定、襖の張替え、家事援助サービス、子育て支援サービス、地域サポート等の申し込みがありました。

◎あさお区民まつり

平成26年10月12日(日) 会員参加者12名

麻生区役所で開催されたあさお区民まつりにセンターも参加し、センター広告入りのティッシュ

を配布し、多くの来場者にPRができました。興味をもたれた来場者には、センターの仕組み、会員登録と、お受けできる仕事の案内を行いました。今後も地域の方へ、シルバー事業の広報活動を行ってまいります。

◎家事援助・子育て支援サービスに携わる会員を募集

家事援助・子育て支援サービスの依頼が増加しています。関心と意欲の有る会員の方の募集をしています。是非事務所までご連絡下さい。



あさお区民まつり

●刈払機を使用した作業をしている会員は申し出を!!

センターでは、法令順守と安全衛生作業の観点から、刈払機を使用する作業に従事する会員には、刈払機取扱業者安全衛生教育講習を受講していただくことになっており、除草作業に従事する会員を中心に、この講習会を受講していただいているところです。

具体的には、対価（配分金）を受け取る業務を請負う場合に、事業者は「刈払機取扱業者に対する安全衛生教育」を受けることが必要とされていることからです。

他の仕事でも、センターから紹介して就業している仕事で刈払機を使用した作業をしている会員につきましては、各事務所まで必ず申し出ください。

事務局通信

事務所へ電話するときには、必ず「会員の〇〇です」や「△△で就業している会員の〇〇です」と伝えてからご用件をお話してください。「会員番号□□□□の〇〇です」とお伝えくださると、さらにスムーズです。

また、ご連絡は登録している事務所または、仕事の紹介があった事務所へご連絡いただくようお願いいたします。

配分金支払証明書について

昨年1年間（就業期間は、平成25年12月から平成26年11月になります。）に支払った配分金の証明書を送っています。

配分金明細書と同様に「圧着はがき」で郵送しており、確定申告をするために必要な書類ですので、くれぐれも、他の郵便物と間違えないように、気を付けてください。



(参考)

圧着はがきが配分金支払証明書になっています。

圧着はがき

(参考)



「配分金」の所得税法上の取り扱いについては、次頁をご覧ください。

問 合 わ せ 先

税金のことなら
国税庁ホームページへ!

<http://www.nta.go.jp>

※申告や相談に関するお知らせ案内
などが掲載されています。

川崎南税務署 ☎222-7531

川崎北税務署 ☎852-3221

川崎西税務署 ☎965-4911



シルバー人材センターから支払われる配分金は、所得税法上「雑所得」となり、原則的に確定申告が必要になります。

ただし、平成26年中の収入が配分金のみの場合、配分金額が103万円以下(※1)の方は、税務署に確定申告する必要はありません。

なお、配分金が103万円を超える方は、扶養親族・控除対象配偶者に該当しなくなりますのでご注意ください。

また、平成26年中の収入が配分金と公的年金の場合、下の速算表で算出した公的年金の雑所得の額と、配分金から65万円(※2)を差し引いた額の合計金額が38万円以下の方(※1)も、税務署へ確定申告する必要はありません。

しかし、平成26年中に配分金と公的年金以外に他の収入がある場合は、税務署に確定申告する必要があるかどうかは計算しないとわかりませんので、最寄りの税務署にお尋ねください。

[平成26年分公的年金等に係る所得金額の速算表]

受給者の生年月日	公的年金等の収入金額の合計額 A		公的年金等の雑所得の額
65歳未満の方 (昭和25年1月2日 以降に生まれた方)	130万円未満		A-700,000(赤字は0)
	130万円以上	410万円未満	A×0.75 - 375,000
	410万円以上	770万円未満	A×0.85 - 785,000
	770万円以上		A×0.95 - 1,555,000
65歳以上の方 (昭和25年1月1日 以前に生まれた方)	330万円未満		A-1,200,000(赤字は0)
	330万円以上	410万円未満	A×0.75 - 375,000
	410万円以上	770万円未満	A×0.85 - 785,000
	770万円以上		A×0.95 - 1,555,000

(※1) 税務署確定申告の必要がない場合でも、住民税の申告が必要となる場合がありますので、その際は各区役所までお問い合わせください。

(※2) 配分金が65万円以下の場合は配分金の額

広 告

表現することの大切さを
私たちは考えています。

プロフェッションナルDTP
株式会社 アサヒプリンティング

「営業部」
〒2110-0851
川崎市川崎区浜町4-3-20
TEL(044)344-3531

平成27年
配分金支払日一覧表

配分金支払日	1月26日 (月)
	2月25日 (水)
	3月25日 (水)
	4月27日 (月)
	5月25日 (月)
	6月25日 (木)
	7月27日 (月)
	8月25日 (火)
	9月25日 (金)
	10月26日 (月)
	11月25日 (水)
	12月25日 (金)

※配分金は月末で締めて翌月25日(金融機関が休日の場合は翌営業日)に、指定された口座へ支払います。

明けましておめでとうございます
平成二十七年が、
皆様にとって良い年となる
ことを祈念しております。
今年も宜しく願います。
会報編集委員一同